

鳴門教育大学学術研究推進委員会規程

平成16年 4 月 1 日

規程第 38 号

改正 平成19年 3 月 23日規程第21号
平成19年 6 月 27日規程第58号
平成20年 3 月 17日規程第13号
平成21年 3 月 31日規程第54号
平成22年 3 月 24日規程第64号
平成26年 3 月 24日規程第41号
平成28年 2 月 10日規程第17号
平成29年 3 月 8 日規程第69号
平成31年 3 月 13日規程第24号
令和 6 年 4 月 10日規程第24号
令和 6 年 6 月 3 日規程第29号

(設置)

第1条 鳴門教育大学（以下「本学」という。）における学術研究に係る事項を審議するため、鳴門教育大学学術研究推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 副専攻長
- (3) 特命部長（財務改革担当）
- (4) その他学長が指名する者

(任期)

第3条 前条第4号に規定する委員の任期は、学長が別に定める。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は、学長が指名する副学長をもって充て、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学術研究活動を推進するための基本的方策に関する事項
- (2) 産学官連携の推進に関する事項
- (3) 研究紀要の編集等に関する事項
- (4) 大学の知的資源に関する事項
- (5) その他研究活動について必要な事項

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところ

ろによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ意見を述べさせることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、教務部学術情報推進課において処理する。

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月10日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年6月3日から施行する。